

[事案 2020-359] 転換契約無効請求

・令和4年5月12日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年11月に契約した終身保険（契約①）を、令和元年12月に介護保険（契約②）に一部転換したが、以下の理由により、転換を無効にして契約①を復旧してほしい。

- (1) 契約①について、募集人から、解約・減額・年金移行等の手続により老後資金に利用できることの説明がなく、自分には全くメリットがない死亡保障のみの保険と誤信した。
- (2) 契約①をそのまま継続したかたちで、契約②の新規加入を勧めてほしかった。
- (3) 募集人から予定利率の説明がなく、将来の資産が著しく損なわれた。
- (4) 募集人から保険料負担は変わらないとの説明があったが、契約②は終身払いで、負担が増えている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、将来介護状態になった場合に備える介護保険の必要性を感じていた。
- (2) 当初、募集人は、介護保険を新規で契約することを提案したが、申立人が保険料負担を増やさないことを希望したので、転換を提案した。
- (3) 募集人は、設計書を用いて契約内容を説明した。また、保険料を低く抑えるために、保険料は終身払いであることを説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。